

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆新春交流会と会員交流会のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内 容
12	6	水	税の相談日 10:00～於：事務局会議室
			決算事務説明会 13:30～於：電気ビル共創館(3F)
12	7	木	花いっぱい運動 14:00～於：舞鶴地区昭和通り北側花壇
12	13	水	租税教室 14:40～於：高宮小学校
12	14	木	新設法人説明会 13:30～於：天神ビル11F 5号会議室
12	15	金	事業研修委員会 14:00～於：事務局会議室
12	18	月	租税教室 10:00～於：野多目小学校
12	19	火	租税教室 10:05～於：東花畑小学校 14:10～於：舞鶴小学校
12	20	水	税の相談日 10:00～於：事務局会議室
12	21	木	正副会長会 14:00～於：ガーデンパレス 理事会 15:00～於：ガーデンパレス

●支部の行事

月	日	曜	内 容
12	2	土	チャリティもちつき大会(港) 11:00～於：かもめ広場
12	3	日	チャリティもちつき大会(草ヶ江) 11:00～於：NHKイベント広場
12	6	水	草の根租税講座(野間大池) 10:00～於：大池公民館
12	13	水	役員会(舞鶴) 12:00～於：事務局会議室

●青年部会の行事

月	日	曜	内 容
12	6	水	忘年会 19:00～於：桜坂観山荘
12	13	水	役員会 11:00～於：福新楼

●女性部会の行事

月	日	曜	内 容
12	4	月	税務研修会 13:30～於：電気ビル共創館(3F)
12	15	金	役員会 11:00～於：事務局会議室

〔I〕税務カレンダー

- 12月11日 ●納期の特例適用源泉徴収義務者を除く全源泉徴収義務者
11月支払分給与の源泉徴収所得税・復興特別所得税、特別徴収住民税及び報酬・料金等に係る源泉徴収所得税・復興特別所得税の納期限
- 12月25日 ●個人の県民税及び市町村民税の第4期分納期限
●国民健康保険税又は国民健康保険料の第7期分納期限
平成29年最後の給与支払日の前日
●「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」及び「住宅取得控除申告書」の給与支払者への提出期限
- 平成29年最後の給与支払日
●給与所得者の年末調整
- 平成30年
1月4日 ●10月決算法人
法人税、地方法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人事業所税、法人住民税の確定申告期限・納期限
●4月決算法人
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人住民税の中間申告期限・納期限
●課税期間3月特例適用の1月、4月、7月、10月決算法人
3月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税の確定申告期限・納期限
●課税期間1月特例適用法人
1月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税の確定申告期限・納期限
●直前課税期間確定消費税額400万円超4,800万円以下の1月、4月、7月決算法人
3月ごとの消費税・地方消費税の中間申告期限・納期限
●直前課税期間確定消費税額4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人
1月ごとの消費税・地方消費税の中間申告期限・納期限

(Ⅱ) 知らないで損する税情報

医療費控除—平成29年分の確定申告から「医療費のお知らせ」を活用できます！

税 理 士 衛 藤 政 憲

平成28年度の税制改正において、平成29年1月1日から平成33年12月31日までに支払った特定一般用医薬品等購入費に係る特例医療費控除制度（セルフメディケーション税制）が創設され、今年度の税制改正においては従来の医療費控除制度に関して手続を簡素化する改正が行われました。これらはいずれも平成30年1月1日以後に行われる平成29年分の所得税の確定申告から適用されます。

そこで今回は、この2つの改正のうち医療費控除の手続の簡素化について確認したいと思います。（セルフメディケーション税制については昨年12月号に掲載しています。）

1 医療費控除の手続に関する平成29年の改正

所得控除の1つである医療費控除については、確定申告によってのみ適用できるものであり、その適用に当たっては、確定申告書にその控除額の計算の基礎となる支払った医療費の金額を証明する病院や薬局が発行した領収書を添付するか、あるいは提出の際に提示することが必要とされていました。

この領収書を添付等するためには、1年分の医療費の領収書を保管整理して支払った医療費の金額を計算しなければならず、この作業は、自分のためとはいえ確定申告をする者にとっては大きな負担となっているものです。

そこで、今年度の改正においては、従来必要とされていた医療費の領収書の添付等に代えて、医療費の明細書を添付することとされ、この医療費の明細書として医療保険者（国民健康保険であれば市町村）が交付する一定の要件を満たす医療費通知（例えば「医療費のお知らせ」のはがき）を活用することができることとされました。そして、この医療費通知を確定申告書に添付した場合には、その医療費通知に記載されている医療費の領収書については、5年間の保存義務がないこととされましたので、これにより医療費の領収書についての収集、整理、保管、添付又は提示、保存という従来の納税者の負担が軽減されることになるというわけです。

2 一定の要件を満たす医療費通知

医療費の明細書として活用することができる一定の要件を満たす医療費通知は、次の6項目が記載されたものとされています。

- ① 被保険者（又はその被扶養者）の氏名
- ② 療養を受けた年月
- ③ 療養を受けた者の氏名
- ④ 療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称
- ⑤ 被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額
- ⑥ 保険者の名称

上記の6項目については、現在交付されている医療費通知には記載されていますので、領収書とともにこの通知はがきを確定申告までしっかりと保管する必要があります。

3 医療費通知の活用にあたっての留意事項

年が明ければ還付申告の受付が始まりますが、医療費通知を活用して申告するにあたっては、次のようなことに留意する必要があります。

- ① 医療費通知に記載の自己負担額と実際に支払った医療費の額とは金額が異なっていることがあるということ。
医療費通知に「あなたの一部負担金額」として記載のある自己負担額とされる金額と窓口で実際に支払った金額とが端数処理の関係で異なっているほか、未払いであっても自己負担額としては記載されていることから、申告に当たっては申告者自身が実際に支払った金額に訂正しなければなりません。
この医療費通知記載の金額の訂正については、9月25日に国税庁から公表された「医療費控除の明細書」の様式上においても指示されており、同明細書の「1 医療費通知に関する事項」欄の記載要領において、「(1) 医療費通知に記載された医療費の額」には「医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。」とあり、「(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」には「(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。」とありますので、この段階においては領収書による確認が必要かつ重要な作業になります。
- ② 医療費通知には保険診療以外の医療費についての記載はないということ。
自由診療に係る医療費や通院費等については当然のことながら医療費通知には現れてきませんので、医療費通知以外の医療費として明細書に記載することになります。
- ③ 医療費通知は受診した月の2か月後くらいに2か月分が記載されたはがきで通知されるなどのため確定申告時に間に合わない場合があること。
保険診療であっても医療費通知の添付によらない医療費の支払については、領収書に基づいて上記②同様明細書に記載することになります。
- ④ 医療費通知を申告書に添付した場合のその医療費に係る領収書のみ5年間の保存を要しないこと。
上記の②及び③の明細書に記載する医療費の支払に係る領収書については、従来どおり申告者が確定申告期限から5年間保存する必要があります。

※ 平成29年11月20日現在の法令等により記載しています。